

町会・自治会デジタル活用支援事業委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「町会・自治会デジタル活用支援事業委託」について最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の多角的な観点から選定を行うプロポーザル方式で実施するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

件名

町会・自治会デジタル活用支援事業委託

履行期間

契約確定日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで。ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。

履行場所

区内全域の区立施設および集会所等、区が指定する場所

業務内容

別紙 1「仕様書」のとおり

なお、令和 9 年度以降の業務内容については、令和 8 年度の実施状況に基づいて決定する。

概算経費

2,339,000円（税込）

概算経費を超えた見積金額の提案は無効とする。消費税については、10%で計算すること。

3 参加資格および欠格事項

参加資格

過去 5 年間に、地方自治体で本件に類似する業務を受託した実績があること。類似する業務は、団体（町会・自治会を含む）への伴走支援業務、講習会実施業務とし、ひとつの業務委託で の内容を同時に含んでいる必要はないが、 両方の実績を備えていること。

欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

- イ 提案書等提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者
- ウ 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者
- エ 法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- オ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者

4 選定方法

日程

募集要領等の公表	令和8年3月13日
質問締切日	3月27日
質問回答予定日	4月3日
参加表明書提出締切日	4月14日
法人資格に関する書類提出締切日	4月14日
提案書提出締切日	4月22日
参加辞退届提出締切日	4月22日
第一次審査結果通知予定日	5月1日
第二次審査予定日(プレゼンテーション・ヒアリング)	5月20日
第二次審査結果通知予定日	5月26日

応募方法

参加を希望する者は、つぎのとおり参加表明書を提出すること。

ア 提出期間

令和8年3月13日(金)午前9時から令和8年4月14日(火)午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにより参加表明書(様式1)を提出する。

参加表明書を受理した場合、区から着信確認メールを送信する。確認メールが届かない場合は、担当まで電話で連絡すること。

ウ 提出先

メールアドレス KYODOSUISHIN@city.nerima.tokyo.jp

質問および回答

参加表明書を提出した事業者(以下「参加表明書提出者」という。)は、つぎのとおり質問をすることができる。

ア 質問期間

参加表明書提出日から令和 8 年 3 月 27 日（金）午後 5 時まで
期限を過ぎた質問は受け付けない。

イ 質問方法

電子メールにより質問票（様式 2）を提出する。

ウ 提出先

メールアドレス KYODOSUISHIN@city.nerima.tokyo.jp

エ 回答方法

参加表明書提出者全員に質問者名を伏せた上、電子メールにより回答する。

提案書等の提出

参加表明書提出者は、つぎのとおり提案書等を提出する。なお、一度提出された提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

ア 提出期間

（法人の資格に関する書類）

令和 8 年 3 月 13 日（金）午前 9 時から令和 8 年 4 月 14 日（火）午後 5 時まで

（事業提案に関する書類）

令和 8 年 3 月 13 日（金）午前 9 時から令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時まで

受付時間は、いずれも平日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出方法

事前に連絡の上、提出場所に提案書等を持参すること。（郵送は不可）

ウ 提出場所

練馬区立区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 区民協働交流センター

（協働推進課区民協働担当係）

エ 提出書類

A 4 両面印刷を基本とし、文字サイズは 11 ポイント以上を標準として記入すること。事業提案に関する書類と法人の資格に関する書類に分け、1 セットごとに綴じること。

提出書類		提出部数
法人の資格に関する書類	会社概要（様式 3）	1 部
	会社組織図	1 部
	直近の決算に係る財務諸表	1 部
	法人税、法人事業税、消費税の納付を証明する書類 （納税証明書の写し）	1 部
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 （該当者のみ）	1 部

事業提案に関する書類	事業提案書（様式４）	８部
	企画提案書（様式自由） 別紙２「企画提案書項目」に沿って作成すること	８部
	受託実績報告書（様式５）	８部
	従事者実績報告書（様式６）	８部
	令和８年度 見積書（様式自由）	８部
	安全管理体制確認書（様式７）	８部

５ 参加の辞退

参加表明書提出者または提案書等を提出した者について、参加を辞退する場合は、令和８年４月２２日（水）までに参加辞退届（様式８）を提出すること。

６ 審査方法

第一次審査

参加資格を満たす者について、提案書等の書類審査を行う。合計点の高い順に３者程度の事業者を決定し、令和８年５月１日（金）までに提案書等を提出した者全員に書面で通知する。

ただし、応募者が３者以下の場合は、第一次審査を行わず、全事業者が第二次審査に進むものとする。

第二次審査

第一次審査合格者について、プレゼンテーション・ヒアリングにより提案書等の内容および提案内容の審査を行う。区の求める水準以上の提案を行った者の中から、評価が最も高い者を受託候補者とする。

ア 第二次審査実施日

令和８年５月２０日（水）（予定）

イ 実施場所

練馬区立区民・産業プラザ（ココネリ）３階研修室

ウ 審査方法

プレゼンテーションおよびヒアリングにより行う。

審査時間は１事業者あたり３０分以内（プレゼンテーション１５分以内、ヒアリングはプレゼンテーション終了後の残り時間）とする。

エ 出席人数

本件を受託した場合の業務管理者を含む３名以内とする。

オ 審査結果の通知

令和８年５月２６日（火）までに第二次審査参加者全員に書面で通知する。

評価項目

評価項目	評価の視点	一次	二次
事業者の安定性・継続性	事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性		
業務の実績	官公庁との類似案件の過去実績等		
実施体制	業務執行体制、要員配置の妥当性 配置する要員の知識・経験等の妥当性		
受託への意欲・熱意	町会・自治会の課題解決につながる創意工夫		
提案内容	委託目的との整合性 業務内容の理解度 提案内容の具体性、的確性、実現性		
担当者評価	業務責任者の知識、経験、実績		
プレゼンテーション・ヒアリング	説明、受け答えの的確性、説得力		
見積価格	経費の妥当性		
区内雇用の促進	区民雇用の促進 区内事業者の活用（物品調達等）		
区内事業者である	区内に本店を有する		

7 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、業務の詳細な内容を決定する。なお、受託候補者が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

8 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書であり、情報公開に際しては、別紙3「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取り扱うものとする。

9 その他事項

提出書等の作成および提出等、事業提案に係る費用は提案者の負担とする。

提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に破棄する。

提案書等提出から契約締結までの間に欠格事項に該当することとなった場合は、その

時点で失格とする。

提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。

提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

本件については、令和8年第一回練馬区議会定例会において令和8年度予算が成立し、配当されたときに効力を生ずるものとする。なお、本件に係る予算が成立しない場合、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責任を負わない。

本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

10 問合せ先・担当

練馬区 地域文化部 協働推進課 区民協働担当係（区民協働交流センター）

〒176-0001 練馬区練馬1丁目17番1号 ココネリ3階

電 話 03-6759-9119 ファクス 03-6757-2026

メールアドレス KYODOSUISHIN@city.nerima.tokyo.jp